

青森県公安委員会告示第百八号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査を除く。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十七年十一月二十一日

青森県公安委員会委員長 井畑 明 男

一 審査対象者

検定規則附則第七条第二項第一号及び第二号に掲げる者

- 1 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であつて、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上であるもの
- 2 旧検定に合格した者であつて、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

二 実施する審査

検定規則附則第六条各号に掲げる審査

- 1 空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査
- 2 施設警備業務に係る一級及び二級の審査
- 3 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査
- 4 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査
- 5 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査

三 審査の申請手続

1 申請受付期間及び受付時間

ア 申請受付期間

平成十七年十一月二十一日（月）から当分の間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

イ 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

ア 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

ウ 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

三の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者がア及びイに該当する場合にあってはア又はイに掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあってはア及びイに掲げる書面のすべてをそれぞれ添付すること。を要しない。

ア 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面

イ 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者
で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する
書面

ウ 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長
さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏
面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

エ 旧合格証の写し

オ 一の1又は2に該当することを疎明する書面（警備業務従事証明書、指定
講習講師委嘱状の写し等）

五 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（〇一七―七二三―四二二一）

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課